

日高市特定施設設置奨励金交付要綱

平成 12 年 6 月 20 日 告示 第 97 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の企業誘致施策に適合する特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する者に対し、特定施設設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 17 年条例第 10 号）第 4 条第 1 号の規定に該当し、開発許可を受けて設置する施設をいう。

(2) 設置 次のいずれかの場合をいう。

ア 新設 市内に特定施設を有しない者が新たに、又は市内に特定施設を有する者が別に特定施設を設置することをいう。

イ 移設 市内に特定施設を有する者が、当該特定施設の全部又は一部を別に移転することをいう。

ウ 増設 市内に特定施設を有する者が、当該特定施設の敷地に隣接して既設の特定施設を拡充することをいう。

(3) 公害 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

(奨励金の交付)

第 3 条 市長は、特定施設を設置する者に対し、奨励金を交付することができる。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、埋蔵文化財発掘調査費用として日高市遺跡調査会に支払った費用（以下「発掘調査費用」という。）から 1,000 万円を控除した額とし、1,000 万円を上限（増設をする場合は、既に交付を受けている額を差し引く。）とする。

(指定の基準)

第5条 市長は、公害が発生するおそれのない特定施設を設置する者で、次に掲げる要件に該当するものを奨励金交付対象者として指定することができる。

- (1) 特定施設の敷地面積が9,000平方メートル以上であること(増設をする場合は、既設の特定施設の敷地面積を加えることができる。)
- (2) 発掘調査費用が1,000万円を超えていること(増設をする場合は、既設の特定施設に係る発掘調査費用を加えることができる。)

(指定申請等)

第6条 前条の規定による指定を受けようとする者は、発掘調査費用を納付した日以後に、指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき指定をしたときは、指定書(様式第2号)を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により指定を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、当該特定施設の操業又は営業を開始した日以後に、奨励金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し奨励金交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 前項の規定による通知書の交付を受けた者は、速やかに奨励金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日告示第256号)

この告示は、公布の日から施行する。